

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土整備部 建設・技術課

法令名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	法令番号	平成12年法律第104号	
手続名	解体工事業者の登録の取消し、事業停止処分	根拠条項	第35条第1項	
処分基準	<p>(登録の取消し等)</p> <p>第35条 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。</p> <p>(2) 第24条第1項第2号又は第4号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3) 第25条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>2 略</p>			
	対応区分	<p>① 聴聞の実施</p> <p>② 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>建設・技術課</p>	<p>交付機関</p> <p>建設・技術課</p>